

東北大学加齢医学研究所附属医用細胞資源センターにおける細胞提供に係る内規

制定 平成27年10月 1日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学加齢医学研究所附属医用細胞資源センター内規（平成17年12月27日制定）第8条の規定に基づき、東北大学加齢医学研究所附属医用細胞資源センター（以下「センター」という。）が行う細胞の提供について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 細胞の提供を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本学の教職員
- 二 国内の国公立大学、国公立の試験研究機関（独立行政法人を含む。）、国公立の高等専門学校、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人及び一般財団法人等の非営利機関に所属する者
- 三 国内の民間企業等（民間の試験研究機関を含む。）の営利機関に所属する者
- 四 前3項に掲げる者のほか、東北大学加齢医学研究所附属医用細胞資源センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める者

(細胞の提供の依頼)

第3条 細胞の提供を希望する者は、「細胞供給依頼書」をセンター長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 センター長は、前条の依頼があったときは、当該提供が適当であると認めるものに限り、許可するものとする。

(提供同意書)

第5条 センター長は、前条により許可を受けた者（以下「利用者」という。）の所属機関の長と「生物遺伝資源提供同意書」（以下「同意書」とする。）を締結するものとする。

(経費の負担)

第6条 利用者は、細胞の提供に要する経費として、別表のとおり負担し所定の期日までに提供手数料を納付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、金額の一部又は全部を免除することがある。

- 一 第2条第1項第1号に掲げる者に細胞等を提供する場合
- 二 その他、センター長が認めた場合

(提供)

第7条 センターは、提供手数料の入金を確認した後、利用者に細胞を提供するものとする。

(許可の取消し等)

第8条 センター長は、利用者がこの内規又は同意書の条件に違反したときは、許可を取消す、又は利用を停止させることがある。

2 前項により許可を取り消し、又は利用を停止させたことによって利用者に損害を及ぼす場合であってもセンターはその責めを負わない。

(目的外使用の禁止)

第9条 利用者は、提供を受けた細胞を目的以外に利用し、または第三者に利用等させてはならない。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月18日改正)

この内規第6条に規定する別表の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| 手数料の区分 | 提供手数料 |
|-------------------|-------------|
| 第2条第1項第2号の規定による提供 | 13,750円／1細胞 |
| 第2条第1項第3号の規定による提供 | 27,500円／1細胞 |

※1 提供手数料には、消費税及び地方消費税額を含む。

※2 着払いにて送付するため、送料は利用者が費用を負担すること。